

**新**

お祭り開催もこれで安心  
**お祭り総合補償プラン発売！**

平成 14 年 8 月 1 7 日

あいおい損害保険株式会社（社長 瀬下 明）は、夏祭り・秋祭りシーズンを迎えるにあたり、新お祭り総合補償プランを発売しました。

従来のお祭り総合補償プランにおいては、対人・対物事故が発生した場合に主催者が被る賠償責任および主催者の傷害保険を補償してまいりましたが、今回はそれに加え、お祭り参加者・観覧者がお祭り会場での事故で死亡・後遺障害を負った場合に主催者が法律上の賠償責任を負担することなく支払った弔慰金・見舞金も補償します。また、雨天でお祭りが中止になった場合のキャンセル費用等に対する補償もオプションとしてご用意しました。

### 開発のポイント

従来からの賠償責任補償では対象とならないが、お祭り主催者として慣習上支払う可能性のある「見舞金」に対するニーズに対応するため、担保項目を追加しました。

### 本保険の特徴

1. お祭り開催中の賠償事故補償に加え、傷害見舞費用の補償を新設しました。  
お祭り実施中に来場者等に事故が発生し、主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。今回新たに、お祭り来場者等が死亡・後遺障害を負った場合に主催者が法律上の賠償責任を負担することなく、慣習として支払った弔慰金・見舞金等を見舞費用保険金として補償を加えました。
2. オプションとして次の2つの補償を用意しました。
  - (1) 雨天中止の場合のキャンセル費用等の損害に対する補償  
雨などでお祭りが中止になった場合、会場設営費や広告宣伝費が無駄になります。このようなお祭り主催者が支出した費用やキャンセル費用等を補償します。
  - (2) お祭りの実行委員等がけがをした場合の補償  
お祭り実施中にお祭り実行委員や、みこしを担いだり、山車を引く人がけがを負った場合の死亡・後遺障害保険金および入通院保険金をお支払いします。
3. ご契約例  
別紙のとおり

以上

別紙契約例



2002  
於： 公園  
延入出数 7,000 人、実行役員 10 名  
打ち上げ花火有り（祭の最後に打上） みこし・山車無し

てん補限度額 対人事故：1 名 3,000 万 / 1 事故 1 億円（免責 1,000 円）  
対物事故：1 事故 1,000 万円（免責 1,000 円）  
見舞金：1 名 100 万円限度

---

支払限度額 50 万円  
縮小てん補割合 90%  
担保する費用：会場設営費、弁当代

---

保険金額（実行役員 1 名につき）  
死亡・後遺障害 300 万円  
入院日額 3,000 円  
通院日額 1,500 円

---

---